

行政手続法研究会（第 2 次）

行政手続法研究会（第二次）中間報告
（行政立法手続関係部分）

平成元年10月

行政手続法研究会

(5) 今後の課題について

イ 残された検討課題

行政の意思形成過程への国民参加をどのように具体化していくかは、現代の行政における重要な課題である。この分野の行政手続としては、従来から命令制定手続、計画策定手続等の検討が行われていたところであるが、これらの分野については、なお、引き続き検討を行うべき課題も多く、今回の報告では、具体的な提言を見送ることとした。

また、処分手続についても、国民に対する防御権の保障に関して、いろいろな問題点が指摘された。今後とも、より充実した手続保障として、正式手続ともいべきいわゆる行政審判手続の在り方についても検討が必要なことはいうまでもないことである。

以下、これら残された課題について、今後の検討の方向等を指摘しておくこととするが、行政手続法制の統一的な整備については、諸外国における行政手続の仕組みとその運用実態を十分参考にするとともに、我が国における現実の行政運営への具体的な影響にも十分留意するなど、今後とも、粘り強くかつ息の長い取組みが必要である。

(ア) 命令制定手続

命令制定手続は、国の行政機関による政省令等の制定に際して、その案を事前に公表し、国民に対して当該案に関する意見表明の機会を供与することをねらいとするものである。

しかし、この様な制度は、諸外国においても必ずしも一般的でない。特に、我が国においては、次のとおり、いわゆる行政立法に対する国の規制の仕組み自体が不十分な状況にある。

- ① 政省令等について、具体的な処分と無関係に訴訟を提起することは認められていないこと
- ② 政令以外の命令については、内閣法制局の審査の対象とされておらず、政府として行政立法を統一的に審査する仕組みがないこと

そこで、当面は必要に応じ個別法で対処することとし、今後の検討においては、規制の仕組みの在り方を含め、多面的かつ長期的に検討を進めていくことが望ましい。

なお、アメリカでは、近年、命令制定手続に費用便益分析を組み込むことによって、経済的規制の緩和に役立ててきた。手続の整備の仕方によっては、単に行政への国民参加という観点からの要請にこたえるにとどまらず、行政改革推進の観点からも検討が必要となろう。

行政手続法研究会（第二次）のメンバー

- 座長 * 塩野 宏 (東京大学教授)
- 座長代理 * 園部 逸夫 (前成蹊大学教授)
- (平成元年 9月20日まで)
- 磯部 力 (東京都立大学教授)
- * 宇賀 克也 (東京大学助教授)
- 大島 崇志 (前法務省訟務局民事訟務課長)
- (平成元年 3月31日まで)
- 小高 剛 (大阪市立大学教授)
- * 小早川 光郎 (東京大学教授)
- 佐藤 英善 (早稲田大学教授)
- 芝池 義一 (京都大学教授)
- * 高木 光 (神戸大学助教授)
- 成田 頼明 (横浜国立大学教授)
- 畠山 武道 (北海道大学教授)
- 堀籠 幸男 (内閣法制局参事官)
- 顧問 林 修三 (元内閣法制局长官)
- 顧問 高辻 正己 (元内閣法制局长官)

(注) * 印を付した方々は、幹事会のメンバーである。

行政手続法研究会（第二次）の開催状況

[本会合]

<昭和60年>

- 第 1回会合（6月28日） ・ 検討課題及び今後の運営について
- 第 2回会合（7月31日） ・ 「行政手続法研究会報告（昭和58年11月）」に対する質疑
- 第 3回会合（8月30日） ・ 諸外国における行政手続法制の動向（アメリカ、西ドイツ）
- 第 4回会合（9月25日） ・ W. Brohm教授（西ドイツ、コンスタンツ大学）との意見交換
- 第 5回会合（10月16日） ・ ヒアリング（厚生省薬務局）
- 第 6回会合（11月21日） ・ ヒアリング（労働省労働基準局）
- 第 7回会合（12月16日） ・ 神奈川県『「住民参加と行政手続」研究会』の研究結果報告

<昭和61年>

- 第 8回会合（1月23日） ・ ヒアリング（郵政省放送行政局）
- 第 9回会合（2月20日） ・ ヒアリング（運輸省地域交通局）
- 第10回会合（3月27日） ・ ヒアリング（文化庁文化財保護部）
- 第11回会合（4月18日） ・ ヒアリング（資源エネルギー庁公益事業部）
- 第12回会合（5月17日） ・ ヒアリング（建設省都市局）
- 第13回会合（6月21日） ・ ヒアリング（環境庁企画調整局）
- 第14回会合（7月12日） ・ ヒアリング（警察庁刑事局保安部）
- 第15回会合（9月20日） ・ ヒアリング（大蔵省銀行局）
- 第16回会合（10月18日） ・ ヒアリング（法務省入国管理局）
- 第17回会合（11月29日） ・ 諸外国における行政手続法制の動向（フランス）

<昭和62年>

- 第18回会合（1月31日） ・ 今後の運営方針
- 第19回会合（3月14日） ・ 今後の運営方針
- 第20回会合（4月25日） ・ 諸外国の行政手続法制（アメリカ）
- 第21回会合（5月27日） ・ 諸外国の行政手続法制（西ドイツ）
- 第22回会合（6月20日） ・ 諸外国の行政手続法制（フランス）
- 第23回会合（7月17日） ・ 諸外国の行政手続法制（韓国）
- 第24回会合（10月2日） ・ 各省庁意見の概要
- 第25回会合（12月19日） ・ 外国法制との比較における「報告」（要綱案）の位置付け

<昭和63年>

- 第26回会合（2月3日） ・ 「報告」（要綱案）に関する検討事項の整理
- 第27回会合（4月25日） ・ 検討事項の整理及び自由討議
- 第28回会合（5月23日） ・ 自由討議（総則、告知・聴聞等）
- 第29回会合（6月20日） ・ 自由討議（処分手続）
- 第30回会合（7月5日） ・ 自由討議（告知・聴聞等、文書閲覧）

<平成元年>

- 第31回会合（2月4日） ・ 自由討議（処分手続、行政指導手続）
- 第32回会合（3月18日） ・ 自由討議（総則、手続違反の効果）
- 第33回会合（5月20日） ・ 中間報告書案の検討
- 第34回会合（6月17日） ・ 中間報告書案の検討